

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間の実施内容

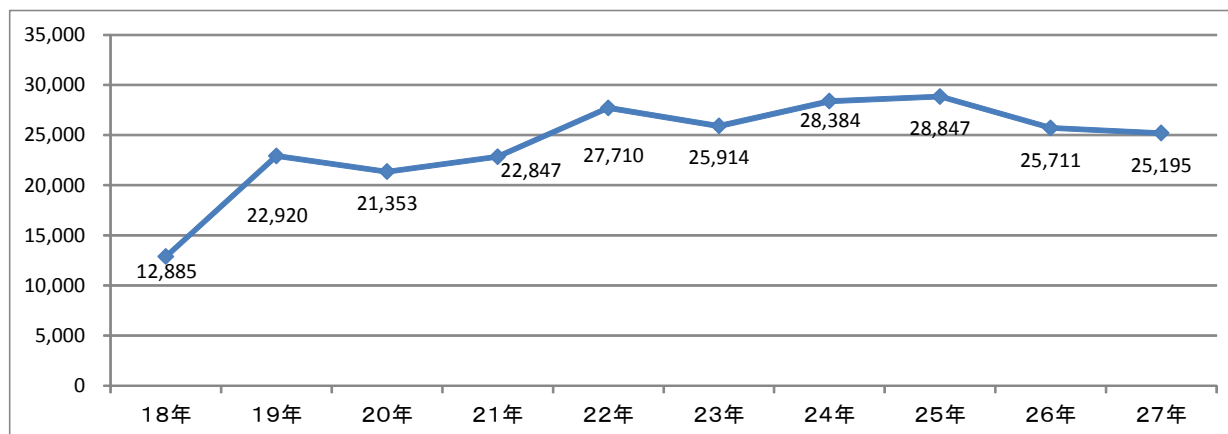
法務省の人権擁護機関（法務局・人権擁護委員）は、子どもたちの人権を守るための各種相談活動を行っており、その活動の一つとして、専用相談電話「子どもの人権110番」を開設しています。

「子どもの人権110番」は、全国50か所の法務局・地方法務局に常設されていますが、今般、これに関する相談活動の強化を目的として、下記のとおり、「全国一斉『子どもの人権110番』強化週間」を実施し、同週間中は、平日の電話受付終了時間（午後5時15分まで）を延長して午後7時までとするとともに、土曜日・日曜日にも電話相談に応じます。

記

1. 実施期間 平成28年6月27日(月)から7月3日(日)までの7日間
2. 相談受付時間 (1)6月27日(月)～7月1日(金)は、午前8時30分から午後7時まで
(2)7月2日(土)・3日(日)は、午前10時から午後5時まで
3. 電話番号 **全国共通フリーダイヤル 0120-007-110**
ぜろぜろななのひゃくとおぼん
(※IP電話からは接続できません。)
4. 相談員 法務局職員及び人権擁護委員
5. 相談内容 (例)・学校で「いじめ」や「体罰」を受けた、見かけた。
・家庭や施設等で「暴行」「虐待」を受けた、見かけた。
※救済措置を講じた主な事例については、別添1のとおり

6. 「子どもの人権110番」の利用件数の推移



※相談内容の内訳等については、別添2のとおり

なお、法務省ホームページ上においては、インターネットによる人権相談(SOS-eメール)も常時受け付けています。

パソコン…<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>



携帯電話…<https://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>

